１　逗子市指定地域密着型サービス事業所の指定更新について（審議）

令和３年10月29日付で法人より指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新申請書及び関係書類一式が提出され、改めて人員等各種基準及び運営状況を確認しました。

申請者は、メディカル・ケア・サービス株式会社で審議の対象となる事業所等の概要は次のとおりです。

（１）審議理由

逗子市介護保険条例施行規則　第60条第２号の規定による（以下抜粋）

　　　（所掌事務）

第60条　条例第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

(2)法第78条の２に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第115条の12に規定する指定介護予防地域密着型サービス事業者及び法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者の指定について審議すること。

（２）審議対象事業所、事業所の所在地及びサービス種別

　　　愛の家グループホーム逗子沼間

逗子市沼間３－４－26

認知症対応型共同生活介護

（３）有効期間満了日　令和４年１月31日

（４）資　料

　　　別添のとおり（資料一覧表参照）

（５）その他

　資料1－11（基準項目チェック表）の確認により、不適格項目はなし。

（資料一覧表）

資料１-１　概要

資料１-２　案内図

資料１-３　指定更新申請書

資料１-４　指定に係る記載事項

資料１-５　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

資料１-６　事業所の平面図

資料１-７　設備等一覧表

資料１-８　運営規程・料金表

資料１-９　決算報告書

資料１-10　運営推進会議記録

資料１-11　基準項目チェック表

２　逗子市東部地域包括支援センター運営法人募集要項（審議）

　介護保険法第115条の46に規定に基づき設置されている、逗子市地域包括支援センターのうち、本市東部圏域を担当する逗子市東部地域包括支援センターの事業所指定期間が、令和４年３月末に満了することに伴い、「逗子市地域包括支援センター運営に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会規定」に基づき、当該地域を担当する地域包括支援センターの委託運営法人を募集するにあたり、募集要綱等に対する意見を求めるもの。

（１）審議理由

　　　逗子市介護保険条例第26条第１項及び逗子市介護保険条例施行規則第60条第１号の規定による

　・逗子市介護保険条例（抜粋）

　第26条　市は、地域包括支援センターの業務の委託又は設置及び運営に関する事項、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者の指定等について審議し、または意見を聴取するため、逗子市地域包括支援セター等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

　・逗子市介護保険条例施行規則（抜粋）

　第60条　条例第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。）は次に掲げる事務を所掌する。

　（１）法第115条の46第2項

または第3項に規定する地域包括支援センターの業務の委託又は設置及び運営について意見を述べること。

（２）審議対象センター

　　　逗子市東部地域包括支援センター

（３）指定有効期間満了日

　　　令和４年３月31日

（４）資料

　　　資料２－１　逗子市東部地域包括支援センター運営法人募集要項（案）及び様式

　　　資料２－２　逗子市地域包括支援センター運営に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会規定